

審 査 請 求 に あ た つ て

(原処分の日付が平成28年3月31日以前の場合)

1 基本的事項

- 1) 審査請求は、訴状に相当するものであって、社会保険審査官及び審査会法施行令に定められた事項は、必ず記載しなければなりません。
- 2) 申請にあたっては、事実のみを記載してください。事実に反すること、推測、又は誇張等の記載がある場合は、補正命令、又は申請が却下となる場合があります。
- 3) 法律の改正、制度の改正等の内容については、審査の対象となりません。又行政機関の対応等の改善を要望するもの等は、審査の対象となりません。
- 4) 審査の請求は、行政庁の原処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に行われなければ審査の対象となりません。

2 申請書の書き方について

1) 審査請求人本人の請求の場合

- ① 「審査請求人住所氏名等」欄には審査請求人本人が記名押印してください。なお、審査請求人となることのできる者とは、審査請求をしようとする原処分を受けた本人（当事者）であって、その処分に不服のある者に限られます。したがって、その他の者は、第3者ですから、利害関係人又は審査請求代理人となることはあっても、審査請求人となることはできません。
- ② 「審査請求代理人住所氏名等」欄は、審査請求代理人を立てないときは、記入しないでください。

2) 審査請求代理人の請求の場合

- ① 「審査請求代理人住所氏名等」欄には、審査請求代理人が記名押印してください。なお、「審査請求代理人」とは、本人との契約に基づ

き、本人の名で、かつ、本人に代わって自己の意志で行為をし、又は受ける者となります。

- ② 「委任状」欄の「この審査請求については〇〇〇を私の審査請求代理人にいたします。」のこの〇〇〇には、審査請求代理人氏名を記入し、「審査請求人氏名」の表示には審査請求人が記名押印してください。

なお、この「委任状」に、収入印紙は必要ありません。

3) 共通事項

- ① 「給付を受けるべき者」欄には、遺族基礎年金、未支給金等、被保険者等であった者が、死亡したことによって請求できる権利者が審査請求する場合に記入してください。
- ② 審査請求しようとする「処分決定通知書」の写し（コピー）をかならず添付してください。
- ③ 審査請求書の「審査請求の趣旨及び理由」欄には、不服申立ての理由を箇条書きにして、なるべく詳しく記入してください。
- ④ 審査請求書の添付書類（意見書を含む）は原則として、A4版横書きとしてください。
- ⑤ この審査請求書の提出先は次のとおりです。わからないことがありますたらお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

〒060-0807

札幌市北区北7条西2丁目15番1号
野村不動産札幌ビル2階

北海道厚生局 社会保険審査官室

電話 011-796-5158 (直通)